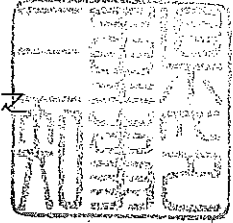


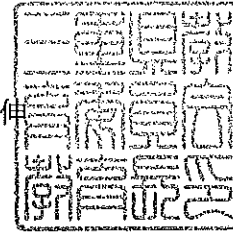
総務第07-41号  
教委第01-28号  
令和5年 6月 8日

三重県議会議長 様

三重県知事 一見 勝之



三重県教育委員会  
教育長 福永 和伸



回 答 書

令和5年5月25日付け三議第40号で送付のありました稲森稔尚議員の質問について、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務部財政課

(電話 059(224)2119)

(回答担当)

医療保健部医療保健総務課

(電話 059(224)2238)

教育委員会事務局教育総務課

(電話 059(224)2946)



(別紙)

## 1 質問項目及び内容

(1) 本年5月4日桑名市の多度大社で挙行された「上げ馬神事」において馬が負傷し、殺処分される事案についてどのように把握しているのか。動物愛護及び文化財行政の立場から何らかの指導を行ったのかどうか明らかにされたい。また、「動物虐待にあたるのではないか」という懸念に対してどのような認識でいるのか見解を伺う。

## 2 回答

動物虐待というのは、一般的に愛護動物にみだりに強度の苦痛を与えて殺傷したり衰弱させたりすることを指すものであり、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第1項、第2項により禁じられております。伝統行事と動物虐待との関係については、「伝統行事として社会的に認容されている闘牛、闘犬等を実施する行為は、当該行事を行うために必要な限度を超えて動物に苦痛を与えるような手段、方法を用いた場合を除き、動物の保護及び管理に関する法律第13条第1項[現行法における第44条第1項、第2項に相当する]に該当しない」（昭和49年10月18日付け法務省刑第179号動物の保護及び管理に関する法律第13条の取り扱いについて（回答））とされております。

令和5年5月16日参議院農林水産委員会においても「神事において動物が用いられる場合につきましては、個別の事案ごとの判断が必要と認識しているが、長きにわたって地域に根付いている行事など社会的に認容されているものである場合にはその正当な目的がある」、「ただし、正当な目的があったといたしましても、当該行為の手段、態様等が社会通念上容認される範囲を超えているような場合」には動物虐待にあたりうる旨政府参考人により答弁されております。

令和5年5月4日に実施された上げ馬神事においては、県職員（医療保健部、教育委員会事務局）が現地で監視を行っており、1頭の馬が坂の途中で転倒したことを確認しています。その後、民間獣医師の診察により、左前肢骨折と診断され治癒が見込めないことから、民間獣医師の獣医学的判断により鎮痛剤を投与したうえで安楽死処置をしたとの報告を受けております。

なお、本年度の監視において、特段の指導は行っておりません。

以前より、上げ馬神事開催中は県職員による監視をしていますが、引き続き県職員による監視を通じた事実関係の確認を行い、伝統行事において動物虐待となる事態が生じないよう助言、指導を行っていきたいと考えています。

## 1 質問項目及び内容

(2) 県は過去に県内の「上げ馬神事」に対して動物愛護及び文化財行政の立場から不適切な事案をどのように把握し、動物虐待や事故の防止に向けてそれぞれどのような対応を行ったのか、件数及び事案の内容を明らかにされたい。

## 2 回答

動物虐待や事故防止に向けた対応については、平成16年度に、御厨総代会を筆頭とする「上げ馬神事事故防止対策協議会」が設立されており、県職員が桑名市、三重県警察とともに参加しております。医療保健部職員が現地監視を実施しており、馬の取扱いに関する不適切な行為を発見した場合には、神事関係者らにより組織される監視委員会に伝え、直ちに制止させております。

三重県が把握し、直ちに制止させた不適切事案としては、馬を激しく叩く、馬に砂をかける等の行為（平成17年度に1回、平成19年度に1回、平成20年度に1回、平成21年度に1回、平成23年度に1回、平成24年度に1回、平成27年度に1回）を確認しております。

不適切事案については、三重県文化財保護審議会による調査、建議も行われており、必要に応じて、三重県より勧告、助言、指導を行ってきました。それにより、①馬の移動ルートの確保、②練習馬場の公開、③獣医師の配置、④神事関係者による監視委員会の設立、⑤不測時に備えた連絡体制の確立等の改善が図られてきていると認識しています。

## 1 質問項目及び内容

(3) 文化的価値のある伝統文化が次世代に継承されていくことは極めて重要であるが、その一方で、動物福祉を重視する流れにも対応していくことが求められていると考えるが、県は今後どのような対応を取る考えがあるのか見解を伺う。

## 2 回答

三重県としては、上げ馬神事については、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめ、各種法令遵守のもと、人馬とも安全な行事として行われることが望ましいと考えています。

上げ馬神事を現状のまま継続していくのか、継続するにあたりどのように次世代に継承していくかは主催者が判断するべきと考えていますが、三重県としては、県内外の方からいただいた意見等を、6月中旬以降に開催予定の「上げ馬神事事故防止対策協議会」の場において、主催である御厨総代会、文化財の保持団体である多度大社、桑名市と共有するとともに、これまでの指導等を踏まえ、引き続き神事の安全な実施、動物愛護・動物福祉の精神に基づいた馬の適切な取扱等について、指導、助言を行っていきます。